

ないかという感じがするわけでありまして。私はそう思っておりますが、まず確認になりますけれども、こうした理解でいいかどうか、お答えをいただければと思います。

○熊代議員 市民活動の重要性と社会の厚みを増すというその機能、先生御指摘のとおりだと思います。

それで、御質問のことでございますけれども、十一項目に限定されているということでございますけれども、繰り返し申し上げてはおりますけれども、やはり民法とのすみ分けをしておりますので、外れているものは必ずあると思っております。それは分野を限ったことでございますから。ただ、今いわゆる市民活動というものをやっておられる団体が、この十一項目を活用して市民活動団体をつくりたい。そのときに、従たる活動もあるわけですから、主たる活動をこの十一項目に焦点を据えて組織しまして、従たる活動としてこの項目にないものをするというような工夫をすれば、かなりの団体が必ず法人格が取れる、そういう構成ではないか。要するに、市民活動団体の意思にかかると非常に多いのではないだろうか、そのように考えているところでございます。

○大村委員 昨日、同僚の渡辺議員が地元のことをお話しされましたので、私も一言申し上げたいと思っております。

私の地元は知立市というところがありまして、そこにボランティアあおみの会というのがあります。三百人ぐらいの御婦人方が今集まりまして、もう二十年ぐらいそうした活動をされておられるわけでございます。その内容は、老人グループ、障害者グループ、カウンセリンググループ、青少年グループ、点訳グループ、切手グループ、国際協力グループなどなど、ありとあらゆる分野にわたっておられるわけでございます。多分これの中心的な活動は福祉ということであろうかと思っておりますので、そうした分野で多分法人格といえますか、申請をされるのではないかとこのように思うわけでございます。

そのときの手続的なもので、今回、与党案は認証という言葉をお使いになっておられるわけでございます。これは私の認識でございまして、民法の許可といいますが、そうしたもののより実際問題には緩やかにやっていただければいいのではないかと考えております。

ただ、もちろん法人格を付与するということになるわけでありまして、日本の法体系からして、これを全く、届け出といいますが、そんなことだけでいいかどうかというのは若干法律のバランス上問題があるというふうに思いますので、この認証という形で方向性をとられたということはやむを得ないところがあると思っております。が、実際の運用として、これは大体、私も含めて、相当実際に緩やかに運用されるのではないかと、許可よりも相当緩やかではないかというふうに思われておられるわけでございます。この点につきまして、実際の設立に当たりまして、申請をされるような方々に対する実際の運用はどうか、これについてお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○熊代議員 委員御承知のとおり、民法法人は許可でございますので、法文に書いていないことでも、例えば三億円以上の基本財産とかいうことで自由裁量の範囲内でやっておりますが、この法文、この法律は認証でありますので、この法律の各要件に該当すれば認証しなければいけない。公告期間を過ぎたら三カ月以内ということにしておりまして、それはいいけれどもまあやはり五百万ぐらいは費用がなければ経営できないのじゃないかと、そういう裁量を働かせてはいけないわけですね、逆に。

それを働かせますと、我々がせっかく意図しました、基本財産も要らない、それから年間収入の制約もつけないというものがだめになるわけでございます。それを担保するのは、この法律の各要件に該当していれば三カ月以内に認証しなければならぬということでございますから、実際問題として、常識の範囲内で体裁が整っていれば

速やかに認証されるということでございまして、許可と全然違うというふうに理解しております。

○大村委員 ぜひそういう運用をしていただきまして、できる限り、自主的な活動である市民活動法人が速やかに法人格を取って、そしてもっとも活動ができるというふうにしていただきたというふうに思います。

それで、これは大変気の早い話であるわけでありまして、今回の法案が実際に、仮に、仮にというのはいくつか、我々与党ですから一日も早くこれを成立させたいというふうに思っております。でございますが、これがこの国会で成立したというふうにした場合、実際にいつから施行して、こうした市民活動法人が実際にその法人格を取得できるのは最短でいつごろなのかとよく聞かれるわけでございます。何かこういう法律を出してやるようにだけでも、夏ごろには法人格が取れるのかねというように聞かれるわけでございます。夏はちょっと早いと、年内ぐらいには何とかなるのじゃないかというのを私も地元で申し上げておるのですが、それがいつごろなのかということ、今の段階で結構でございますので、お聞かせをいただければというふうに思います。

○熊代議員 この法案は、御承知のように、附則で公布の日から一年以内に施行ということになっております。一年以内でございますから、私も委員と同様に速やかに可決、成立させていただきたいというふうに願っております。

しかし、今成立して一年以内でございますから、最長で来年の六月ごろにはもう施行していなければ、今可決していただければの話ということでございますが、都道府県の方が条例を定めなければいけないということがございますから、一年以内、できるだけ早い機会にと思っております。恐らく常識的には来年の四月一日とかそういうところまで条例も整い、フレームも整いということが現実的ではないだろうか。これは、本委員会での本法案の取り扱いと、そして本国会での取り扱いに

一にかかっているわけでございますけれども、それが常識的でありまして、さらに早くできれば早くするというようなことであらうというふうに理解しております。

○大村委員 来年の春といいますが、それから一月、二月と手続がかかるので、まあ一年後ぐらいということでも理解をしたいと思います。もうちょっとでできましたら早く施行していただいて、一日も早く法人格を取って、さらにさらにしっかりと活動できるようにお願いしたいというふうに思っております。

それで、手続的にはそういうことかなと思うわけでありまして、これは昨日から税制の議論がいろいろされておりました。私も、皆さんの、諸先生方の御意見、御議論を拝聴させていただきまして、この財政的なこと、市民活動団体の財源といたしまして、さういった基盤をやはり何とかしてあげたいという、心情的には私も同感であるところがあるわけでありまして、本日この審議に参加されておられる方々は大方向情的にはそういうことではないかと思うわけでありまして、けれども、ただ、税金のことではありますので、やはり公平と公正ということが大事でございます。

日本の場合は租税法定主義、言わばがなでございますが、法律で何に税金をかけるかということを決めて、税金をまける場合も、本来かかるけれども、これはこういう要件だからまかるといことがあって初めてそれが租税法定主義だといふに私は理解しておるわけでございます。

そういう意味で、確かにその税制の問題は大きな課題であらうと思っております。でございますが、やはりさういふ法律上のこと、法律に基づいて初めて税金がかかる、そうでないと、この日本という社会、この国というものが壊れてしまうという感じもあるわけでございます。そして、今回の税制の問題でいけば、やはり民法の公益法人課税とのバランスということが、やはりこれを詰めないとなかなかその問題はクリアできないのではないかとこのように思います。

そういう意味からいたしますと、その点を詰めるにはまだ議論がそこまで着詰まっていけないのではなからうかと思うわけでございまして、そういう意味で、これはさらにその議論を詰めていきますと、詰めようといいますが、やろうとしますとまだまだ時間がかかる。時間がかかるということとは、法人格が取れないということになるわけでございまして。

ですから、昨日からの御議論に、先生方の御答弁にもありましたように、私は、今回はこの法律を一日も早く成立させて、まず法人格取得の道を開くというのをやっただ上、そして並行的にといいますが、あわせてそうした問題も、残された課題も十分議論を尽くして詰めていくということが必要ではないかと思うわけでございまして。

そういう意味で、同じ愛知県河村先生も大変この問題で御苦勞されておられるというふうにお伺いしております。ちょっと古い、一年前の新聞記事であります、日本経済新聞の記事でありまして、河村たかし代議士は無念だというようにことが書いてあるわけでございまして。

少し御披露させていただきますと、昨年の話であります。ちょっと古いわけでありまして、通常国会の会期末が迫った日、議員立法を目指したある税制改正法案が廃案になった。「五月末にやっとならぬと一度の審議もしなかった」。提案した新進党の河村たかし代議士はいかに無念そう。

こういうことがあるわけでございまして。そして、今回も提案されておられます上田代議士とともにこれをやっただけであります。議員立法には慣例として「党の承認」が必要だが、応援してくれと思っていた新進党税制調査会の幹部がなかなか首をタテに振ってくれない。もともとこの税制改正法案は新進党が通常国会の前の臨時国会に出した法案を肉付けするものなのに……。

それで、さらにその奮闘ぶりが披露されておりました。党税制幹部への説得作業は二カ月以上も続いた。やっとサインが出たのが五月二十八日。野田党税制委員長はつぶやいた。「まあ野党なんだし、提出してみようか」。「まあ野党なんだし、提出してみようか」ということがここでききこえてきまして、法案はいわばシナリオ通りに廃案となった。「やはり官僚の手のひらの上での反乱か……」。河村氏はむなしかった。

これは新聞記事でございまして、あれでございまして、これだけを見ますと、河村先生の御努力、奮闘は私ども大変敬意を表するわけでございしますが、新進党の中でも、この問題はまだ議論が尽くされていないのじゃないかというのを思うわけでございまして。

ですから、時間もあれですから答弁はあれでございまして、そういう意味で私がぜひお願いしたいのは、このまま、昨日辻元議員が言われたことがそのとおりじゃないかと思うわけであります。一日も早くこれを成立させてみて、まずやってみよう。まずやってみまして、そしてその上で、これはぜひ、議員提案でありますので、国会は通常国会も臨時国会もやっておりますので、ありますので、その都度、改善をしたり直したりしていくという点が、その段階で議論をしてやっということがあります。市民団体の方々の期待も大変大きいというところもあるわけでございまして、一日も早く成立に向けて、関係者の皆様方のさらに一層の御努力をお願いしたいと思っております。

そういう意味で、残り時間がほとんどありませんけれども、この法案の成立、そしてまた、これを成立させた後に、やはり各党間で本当に真剣な議論を積み重ねていきたいというふうに思っています。

その点についての決意を、ぜひまた熊代先生にここでお答えをいただきまして、私の質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○熊代議員 税のお話につきまして大変含意のあるお話をいただきまして、おっしゃるとおりでございます。税はだれでも払いたくはないわけですから、公明であれば払おうというところでございますので、それを減税するということがつきまわっています。非常に公平、公正な配慮が必要であらうと思っております。

そういう配慮も含めまして、このNPO法案、市民活動促進法案で、可決していただきますれば市民活動法人を新しい法人格としてつくるわけでございまして、税制の問題も本心に難しい問題がいろいろございまして、ぜひその隘路を克服して公平、公正な税制をつくりまして、市民活動法人を育てることのできる環境づくりを、これから鋭意力を込めて先生と一緒にやらせていただきますというところでございまして。よろしくお願いたします。

○大村委員 さらにさらに各党間での真剣な議論の積み重ね、建設的な議論の積み重ねをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○伊藤委員長 次に、岸田文雄君。

○岸田委員 おはようございます。自由民主党の岸田文雄でございます。

昨日、各委員の積極的な議論を聞かせていただきました。私自身、NPO法案と称させていただきますが、この法案の重要性を感じて、同時に、ぜひいいものをつくってほしい、そしてまた一方で、早くこの制度を日本の国にスタートさせたい、そんなこと、いろいろな感想を持っております。

加えて、議員立法というものの魅力、こういうことも改めて感じながら、本日は、きょう説明者として当委員会に御出席の各先生方に心から敬意を表しながら質問をさせていただきます。と存じます。

ます。どうかよろしく願います。

さて、まず新進党、河村委員にお伺いさせていただきます。

この法案は、二十一世紀の日本の国家像を決する法案である。力強く御発言をされておられました。私も、本心にこの法案の重要性を感じるとともに、そういった大きな日本の方向性を決める法案だということに共感を覚えるわけであります。

そして、二十一世紀にどのような国家像を描いているかということ、河村委員も質問者として立たれたときに、与党案、熊代委員に盛んに聞いておられました。

河村委員自身の国家像というのについては質疑の中で断片的にお伺いしたわけであります。改めまして、河村委員自身の二十一世紀の日本の国家像、特に、行政等の政府部門と、それから従来あります企業等の民間営利部門、それとこの市民活動との兼ね合い、こういったものがどういった位置づけになるのか、どういったバランスで国家が形成されていくのか。例えば、この間阪神大震災のときに、ボランティア活動が行政の下請的な扱いを受けたということで大変批判を浴びたわけでありまして、あいつた批判もある中であります。

今申し上げましたような大きく三つの部門がどういった関係でどういったふうに位置づけられるのか、二十一世紀の国家像はどういったものになるのか、その辺につきまして改めてお教えいただけないでしょうか。

○河村(た)議員 どうもありがとうございます。本心に、一番すばらしい質問だと思います。やはりここを描きながら、まず、そういう国家像を選択するのかもしれないかですね、それで、もし選択するのならどういったステップでそこへ近づけるのか、こういう議論を本心に与党の皆さんと具体的に、議員立法ですから、従来の手法ではなくて積み重ねていきたい、こう思っております。たまたま私どものつくった資料がありますので、委員長、これを配付させていただきます。

すか。

今の国家像といいますが、資料が行く前にまず言葉で言いますと、今まで民間人というか国民はどういうところで飯を食っていくかといいますが、やはり一般の国民は営利の部門、それから、世のため人のためという社会的サービスをする分野については、これは皆さん、私議員とか役人とか、そういうふうに分かれていたのです。市民というのは、それは阪神大震災は助けに行ってもいいけれども、そこでは飯は食えないというようなシステムになっていたわけですよ。

しかし、今後は、そういうような行政とか公共サービス、そういうところも市民がシェアして、今まではその部門は役所と議員の独占だったのですが、そこもシェアして、飯も食えるようになるという事です。非常にいい言い方かどうか分かりませんが、民間の公務員のようなもの、ちょっとこれは適切な表現かどうか分かりませんが、そういうようなものなんです。自分たちも公務員のように、国民も公的なものにかかわっていくような、そこで飯が食えるようになるという事です。そういう社会を想定しているという事です。

今配りましたけれども、ちょっと御説明申し上げますと、円グラフがございまして、これはアメリカが一番NPOで進んでおるわけがございまして、けれども、アメリカ経済に占める政府とNPOの大きさとということで、外枠がこれはアメリカの経済です。そこで民が七五％、官・税金分野、それからもう一つ公というのがございまして、これは何かといいますと、日本でも第三セクターといいますが、全然性質が違っておりまして、寄附金による競争がある部門。ずっと下の方に参りますと、それはどういう部門があるかという、文化とか教育、保健医療、ソーシャルサービス、福祉ですね。それから環境とか開発とかもろもろあります。こういう部門は、収入割合を見ておられますと、アメリカは、寄附と公的収入、補助金です。それからあと事業収入です。こういう三つに分かれておまして、下へ行きますと、これは一〇〇％になります。寄附が一九％、補助金が三〇％、それから事業収入が五十一％。反対に日本は、寄附が一、補助金が三八、事業収入が六〇なんです。

だから、これで何が言えるかというと、文化とか教育とか、こういう部門は、日本はいわゆる補助金でやるか事業収入だけでやらせている。けれども、向こうは、寄附をして、いいところは寄附するけれども悪いと寄附しないという競争原理が働きますから、そういうメカニズムの中で競い合っているが国民がそういう社会的なものにも参加している。

これは非常に税金のむだ遣いをカットするのにつなぐります。この寄附に行つた分だけ補助金をカットするという事でございまして、非常にそういう面でも小さな政府になる。それと、何遍も言いますけれども、寄附をしまして寄附控除をする、控除をした書類が税務署へ上がりますから、公開しているというのがありますけれども、だからかえって脱税がなくなるのですね、これは、ここは誤解がありますから、ここは理解をしていただきたい。

こういうことでございまして、要するに、市民が無料でただ行政の下請になってバケツリレーをするのじゃなくて、堂々とそういうところへ、自分たちが主体になっていてお金も自分たちで努力して、できれば全部寄附したいものがないのですけれども、事業収入と、やはり補助金も幾らか要ります。そういうお金を自分たちで集めて、それで生活していくという、そういう社会ですね。だから、社会が三つでできるといふことになるのです。

そんなことでございまして。

○岸田委員 ありがとうございます。

それじゃ、河村委員、きのうの議論の中で与党案の目指す方向性みたいなものを質問されておりましたが、基本的な哲学として、あるいはベクトルとして、与党案が目指す国家像とあなたが今御

説明された国家像、違いがあるのでしょうか。

○河村(た)議員 御質問のこの哲学の差というところの関係、いいと思います。本当に、国家像がどうかということですが、具体的に言いますと、僕は今言ったような国家像を持っております。市民が本当の公共的なものにも参加して生きていく、飯を食っていくということですね。収入もあるということです。

もし、熊代先生がきのう言われたように、無報酬なり自分の資源だけでやると言われましたから、要するに寄附なんか受けるのは、それはどっちかという本意ではないというようにことになるかと……(発言する者あり)言っていないですか、言っていない。いや、それだったら同じだと思ふ。そういうことなら同じです。

○伊藤委員長 不規則発言は慎んでください。

○河村(た)議員 具体的な法制度の違いを申し上げますと、法人法がまずあります。それから税法がある。

法人法については、今の状況ですと一番大きい違いは、私どもは目的の審査をしません。公益性の審査ははっきりします。反対に、公益団体というのになります。だから釣りクラブとかそういうのではだめだ、それはもっと社会的な利益のためにやってくださいよという事です。中身のチェックはしていない。だけれども与党の場合、中身のチェックを、いろいろ言われますけれども、残念ながら一応十一項目あることは事実なんです。やはり、県の知事が違う判断をすることも事実だということなんです。そこが一番大きい違い。それから、政治と宗教のチェックがまずあるだろう。そこが違うところ。

税法については、こちらは寄附金税制を、先ほどちょっと大村さんの話もありましたけれども、党内で非常に苦勞しながら、これは公益寄附金税制と公益法人の他の課税とバランスがもうとってあります。そういうのを早くから勉強していたということもございまして、もし国家像が同じなら、岩永さん、これは本当に従来の委員会じゃ

なくて、やはりきちっと相談し合つて、きのうは奥田先生言われておまして、そういういいものを本当につくられていくことは僕は十分可能だ、そういうふうな思っております。

○岸田委員 今のお話を聞きまして、私自身の考えとしては、与党案の目指すところ、新進黨案の目指すところ、その哲学、ベクトルはやはり違いはないのではないかと気がしてならないのです。

今、例えば寄附金のお話もされましたけれども、その部分に關しまして、これは三年間の検討期間に対する評価、それはできっこないじゃないかということをお三河村委員きのうはおっしゃっていましたけれども、方向性としてはそんなに違いがないのではないかと。あるいは、今十一分野の制限ということをおっしゃっておりまして、これは新進黨案におきまして、その法案の中で盛んに公益という部分を強調されるわけなんです。

ただ、その公益という言葉の意義、意味合いによるかとは思いますが、公益という用語を使つて法律の中に規定して、そして都道府県知事の認可というような形をとっておられるわけですが、それに対して、与党案、十一分野を限定して都道府県知事の認定あるいは経済企画庁長官の認定という形になっているわけですが、これは運用の仕方によってそんなに大きな違いが出てくるのだろうかという気がして私にはならないのです。

例えば、きのう河村委員、経済企画庁を盛んに攻撃されておられました。何か補助金を出しているのではないかと。何かなことを言つてみたが、いろいろな攻撃をされておたわけでありまして、経済企画庁の補助金という部分一つとてみても、例えば新進黨案がいきまして、都道府県知事の認可ということになっているわけですから、例えは五十四条の二項を見まして、「国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努め

下請というのはどういう意味かというと、内容をチェックしますと、うちは公益をやるんじゃないかといいますが、公益というのは、例えば自分の利益か、友達、の利益か、そうでないかという判断ですね、これは。仲間内だけのカラオケクラブかどうか、これを判断するのはそれほど難

これは、二カ月ほど前、朝日新聞がアンケートをしておりました。NPO、NGOに対するアンケートでありました。このアンケートの結果を、この新聞自体は、強い期待、積極姿勢という大きな見出しでこういう評価をしていたわけなんです。ところが、このアンケートの結果、よく見てみますと、例えば、NGOとかNPO、こうした言葉を見たり聞いたりしたことがありますがという質問に対して、四八％の人が見たり聞いたりしたことがないという答えをしているとか、あるいは、NGO、NPOの市民活動に参加したことが

になっていますけれども、その寄附金の問題一つとりまして、今まで、公的部門に対する資金援助、河村委員もおっしゃっておられたように、今までは国家が独占していたものを、それを独占状態を外して、民間から直接市民活動に入る糸口をつくるという、これは画期的な制度であります。

こういった画期的な制度をやるに当たって、国民の理解というものがこの程度で本当にうまく機能するのだろうかという気がするわけです。これはど画期的な、大切な制度であるならば、三年間これを検討するというのも考えてもいいのではない

二十一世紀の日本の国家像を決するという重大法案だという認識については私も同意するものでありますが、今国会、その二十一世紀を決するような重要法案、ほかの場でも次々と議論され、そして国会を通過しているわけであります。例えば、経済界の憲法と言われました独占禁止法九条の改正、持ち株会社の解禁問題、こういった議論もありましたし、あるいは、アメリカでアメリカンドリームを実現するための大きな原動力になったというストックオプション制度の導入、民法の改正問題、これも議員立法でこの国会を通過した

というようなことがありました。

こういった画期的な法案が導入されるに当たって、ほかの議論を聞いておきますと、やはり、日本には日本にふさわしい体制があるのではないかと、段取りがあるのではないかとということ、一部例外を設けて、検討する部分はそれぞれ設けているということを見るわけであります。そういったことを見ましても、このNPO法案、市民活動に対するこの法案というものの重要性を感じ、この大切な法案を議論する際にも、そういった日本の状況をしっかりと踏まえた、手順を踏んだ議論を進める必要があるのではないかと、そのように感じます。

しかし、国民の理解を進めるためにも、まず、この制度をスタートさせなければいけない、法人格を与えて、この制度をスタートさせなければいけないということを感じて、感ずる次第であります。

そういったことから、方向性につきましては新進党、与党、違いはないというところは確認させていただきましたが、段取りの部分、手順の部分で、与党案の考え方に私自身は賛意を感じ、その次第であります。そういった思いを申し上げさせていただきます。時間が過ぎました、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 昨日聞かせていただいたことの続きを、きょうも、時間が短いですが、行いたいと思います。

この与党案の限定列挙というところで、熊代議員の方からも、まあ九九％、ほとんど大方のものは当てはまり、選別されるような、これはいい、これはだめという趣旨のものではないんだという答弁があったと思います。それから、もちろん辻元議員の方からも同趣旨のお答えが続きましたけれども、この理解で――経企庁の方は来ておられますか。経済企画庁の方で、提案者の見解と変わらないのかどうか、これをちょっと確かめておきたいと思えます。

【委員長退席、金田(誠)委員長代理着席】
○小林説明員 経済企画庁国民生活局の余暇、市民活動室長の小林でございます。

今回の法案につきましては、基本的に議員立法ということで審議が進んでおります。しかも三案ございまして、今慎重に御検討いただいているところでございますので、経済企画庁、今の場合には与党案だけ経済企画庁の名前が出てきておるわけでございますが、その過程、審議経過等を十分踏まえて、かつ、我々、法律に従いまして文言に忠実に解釈、運用するという責務が政府としてあると思っておりますので、審議の経過、それから法律の文言、他の前例等を十分慎重に検討して運用していくということになると思えます。

いづれにいたしまして、そういったことで、今早速に、この分野がこういうことだということふうなことにについては、まだお返事できる段階にはないかというふうに思っております。

○保坂委員 昨日私は、例えば、十年、十五年という長い視野に立てば非常にいい問題提起だったというところが、一月月とか二月月という、その局面では、行政の判断と市民団体の声の場合によつては違う場合があるということを申し上げましたけれども、今回、二つの都道府県にまたがって事務所を置く市民活動法人は経企庁ということになるわけですね。その経企庁のもとに、会計状況やあるいはその構成役員等々、その市民活動法人の活動の実態あるいはその状況を預かるということになるかと思うのですが、こうした情報を預かるに当たって、経企庁の方で考えておられる原則やルール、あるいは心得とか、ここはこうしようというふうなことをお考えになっているかと思うのですが、その点について、現時点でお答えになれることをお願いしたいと思います。

○小林説明員 まず第一に申し上げますことは、経済企画庁に上がってきます、情報と言われましたけれども、その言葉をおかりいたしますと、それは二県以上にまたがるものだけでございます。そして、各都道府県で知事の権限でやられるものにつ

いては情報は上がってこないということでございます。

それから、上がってきた情報も、まず、目的が二つございまして、一つは、市民の皆さんにお見せるために公告縦覧、そういった形のために目的の一つ、それから、最低限の、要するに法

人格を付与する以上、最低限の知識を持つておく必要があるという点で、今、与党案に即して申し上げておきますけれども、なっているのだからと思えます。

なものの対応できないということも、これは政府としての責任が果たせないだろう。それは十分に気を配りながらも、しっかりと最後、一番悪いものというところは対応できる、そういうことをやりたいというところを配慮したところでございます。

もう一つは、税の問題、これも大変に御要望が強いところでございますけれども、これはいろいろ議論も出ましたけれども、公平の観点というものが大切で、どのような手続で、だれが認めて、どういふふうにしていくか、そういう詰めも必要でございますし、これまでの従来の慣行を大幅に変えていかなければいけないという意識がございましたので、いろいろ御意見ございましたけれども、もっと研究しなければいけないということ、三年以内の見直しということを入れたわけでございます。

○保坂委員 今回の与党三党でまとめるに当たって、やはり多々議論が重ねられたところの集約点で、やはり三年後の見直しということになるかと思うのです。そのところを提案議員に再度お尋ねしたいのですけれども、その市民団体からの声を多数受けてきた中で、どこにポイントを置いて、どの点を中軸にしてこの見直しということを考えておられるのか。その点、熊代議員と辻元議員にお願いしたいと思います。

○熊代議員 市民団体からの声、いろいろな場面で聞かせていただいたわけですが、一つは、はじめにやっていた人だから行政からの干渉はなしにしてほしいという御要望が大変強くございました。それはそのとおりでございますが、はじめにやっていたらという団体に行政からの干渉はいささかもないということにしたい、そういう修正は鋭意やりまして、法文の細かいところまでそれを取り入れることに修正をいたそうというところで、議論が継続しているものもございしますが、既に修正したものもございします。

それから、それとともに、非常に悪意の、悪用する団体も確かに一部ではございましょうがあるというところで、その場合に、オウム真理教のよう

○辻元議員 議論の過程では、市民活動団体というのにはさまざまな規模、さまざまなテーマである。小さな、二十人、三十人で一生懸命お母さん方が地域で活動されて、そういうグループもあれば、物すごく大きく、幅広く活動している、何百人、何千人の人たちと一緒にやっているグループもあれば、その活動の中心が海外の第三世界、発展途上国で活動するのがその実態であるというグループもあれば、本当に小さな町で、いろいろありました。そういう声を、今回は大分集めたと思えます。

皆さんにこれは申し上げておきたいのですけれども、本当に、市民の皆さんが主権されるシンポジウムなどに積極的に、この一連、河村さん、熊代さん、私も参りました、木島さんも一緒に出ていきました。直接意見を聞くというのを何回やりかけたか。大阪でもやりました。金田さんも行かれていたけれども、何回も何回も積み重ねてきて、今回に至っているのです。

今、熊代議員がおっしゃったこと以外に付け加えますと、その中では、やはり第三者的な機関もつくっていただきたい、何かトラブルがあったときとか、それから何か相談があったらそういう

ところと相談に行つて、いろいろな処理をしていきたいという声もありました。これも運用してみ、三年以内に、そういう要望や、それから実態を見まして、これからの検討事項であるというふうに考えております。この点を付け加えてさせていただきます。

○保坂委員 一点だけ、事実確認なんです、私の周辺には、不登校や登校拒否に悩んで、学校に行かない、行けないという子供たちが多くいます、その子供たちの親たちが中心になって、ここ十年、さまざまな形のいわゆるフリースクールというものができたわけですね。昨日の御答弁で、いわゆる塾というものは、塾というイメージは駅前大きな看板を出してビルを借りてといういわゆる進学塾を指していると思うのですが、フリースクールの場合は大体ぎりぎり、もちろん補助金もありませんし、そういう形でやって、場合によっては昼間働いてそのお金をつぎ込んでやっているところも多いわけですが、フリースクールに関してはこの塾と区別されて考えられているかどうか、提案議員に一点。

○辻元議員 今の点も随分議論が出ました。それで、今、不登校の問題等は社会問題になっているということで、提案者の間では、この二番の社会教育の推進という、この活動に当たってではないかというふうに私たちの間では話し合っていると思います。ですから、一般の競争競争の進学塾、ありますね、高いお金を払って行かしていらつしやる、営利を目的としているものとは別のものであるという理解をしております。

○保坂委員 昨日、新進党の河村議員にお尋ねした点なんですけれども、いわゆる公開審査のところの公平性を担保する。今、与党案の議論の中では、この三年の見直しの中に第三者機関というところも考えていいのではないかと、この辻元議員の答弁があったのですが、河村議員の方のお考え、新進党案に沿ってはいかがでしょうか。

○河村(た)議員 それは、第三者機関でやるという方法も当然いいんと思うますね。イギリ

スなんかのようなイメージをされておると思います。

それから、きのう失礼しましたこととごめいすけれども、設立認可の取り消しの手続、御質問がありまして、私どもは、まず改善命令と業務停止命令ですか、これを前置しております、それから取り消しにいく、こういうステップをきちとしております。

それから、審理の公開がございましたが、ここにちよつとありますけれども、設立認可の取り消しに係る審理の期日における審理は、行政手続法において非公開が原則とされている。これは同法二十条六項に對し、本法律案で、市民公益法人から請求があったときは審理の公開を義務づけておりまして、これは四十八条二項です。これにより、その公正を担保している、こういうことでございいます。

裁判所によってやるべきだという話がありました。しかし、知事がやはり実情を一番よく把握しているというところで、先ほどもちよつと岸田さんの話もありましたけれども、経営庁と知事、知事というものは選挙で選ぶちよつと特殊なものというところなんですというところ。それから、今、取り消しの要件も非常に限定しております。それから、ほかの制度においても認可権者が取り消し権者になる場合はあるということとございいます。そして、認可取り消し決定という行政処分不服があった場合でも、それは司法裁判所へ処分取り消しの訴えを提起することがありますので、最終的には司法の判断で決着するということになっております。

○保坂委員 日本の場合、例えば入管のいわゆる難民認定の仕組み自体が、入管局に難民申請をして、これが却下になると異議申し立てをして、また入管局が答えを出すという、UNHCRなんかから見るととても特別ないうか、いわゆる市民社会の成立が未成熟というところ、市民活動法にあるわけ、ぜひこのところは、市民活動法人あるいはNPOを認証するという側がまたそこ

を審査するということではなしに、客観的に公平性が担保できる仕組みを、見直し三年の期間の中で見直しを立てていけることを望んでいきたいと思ひます。

確かに、市民活動というのは、非常に複雑怪奇というか、多種多様もきままりというところ、一人でも市民活動、二人という方もいます、あるいは数十万人の会員を持つ大きな団体もあります。そういう意味では、多様な市民活動、一言で言えば社会の触覚であるというふうに申し上げたいと思ひます。日本の国民全体が感じている、あるいは実感していない部分も、例えば道伝子組み換え食品なんていうことについてアンケートをとってみたら、それはもう九〇%の人が大変だというふうにはなっていないわけですから、たとえ〇・二%でも食生活や健康に関して大変だという声があることが一〇〇%の国民の健康や安全にもつながるという役割を果たしているのが市民活動だということをぜひ御理解をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○金田(誠)委員長代理 次に、武山百合子君。

○武山委員 武山です。早速内容に入らせていただきますけれども、実は、私、長いことアメリカで生活しております、日米協会の、ある地方の団体なんですけれども、そこに長いこと所属しております。それで、あちらの実情もとらえながら、今、法案が上る状態ですので、ぜひ皆さんにお話ししたいと思ひます。

まず、この法案の、ノンプロフィットオーガニゼーションというこの言葉なんですけれども、市民公益活動を行う団体ということですから、日本語では訳しまして、位置づけまして、公益というよりも非営利と訳すもので、それから、あちらのものがそこに入るわけですね。非営利なものですから、収益を上げないというところ、例えばボーイスカウト、ガールスカウト、それから町の交響楽団、それから地域で行われているいわゆるリトル

リーグだとか、もうあらゆるものがそこに入るわけですね。

日本もようやくこういう非営利団体、公益法人ということで、法人格を付与されるような今状態になってきて、大変画期的だと思ひますし、また、こういう議論が活発に行われるようになったということは、やはり精神的な部分で先進諸国の本場になり得る状態にあるということ、私もこういう議論が活発に行われている国会を大変うれしく思ひます。ただ、アメリカがすべていとは思ひませんけれども、純粋な気持ちで、ノンプロフィットオーガニゼーション、非営利団体が発展そして成長した過程の精神というものは、やはり学ばべき点が多々というよりも、大変多くあるのではないと思ひます。

そして、アメリカの家庭では、年間五百万円とか一千万円とか、中には三百万円とか、それぞれに年間の収入がありますけれども、その収入に対して、このぐらいの収入ですとこのぐらいの寄附を一般的には行われていますよというふうに、個人申告制なものですから、公認会計士なり税理士さんなりと申告の相談をするときに、武山さんのお宅ではこのような収入ですから、ぜひ、この収入に対してこのぐらいの寄附が一般的な社会の通念ですから、寄附をしてくださいと言われるわけなんです。まず、それに驚きました。ですから、本場に自分たちの収入に合わせてそれなりの寄附が行われているというところに大変私は驚き、それからそういう社会通念が浸透していることに随分日本の国とは差があるんだという印象を持ちました。

日本では、今、財団を設立するのに相当な金額がないと設立できないと思ひます。しかし、このたびのノンプロフィットオーガニゼーションができるというところで、まさにお金はなくてもできるというように、与党案ではそうなんです。そして、私の所属している新進党案では最低五十万円以上であるということですから、あちらでも全くお金がなくてできるわけなんです。ですか

ら、そういう意味では少ない金額で新進黨案は出しておりましたけれども、少ない金額でできる。そして、片や与黨案は全然お金がなくて思っています。非常にいい非営利団体の法案ができつつあると思えます。そういう意味で、一般の人がつくられる、井戸端会議をしながら、三、四人で話し合っ、そこからも非営利団体ができるといって過程は大変いいことだと思います。

それで、非営利団体、公益法人ということで枠をはめなければいけません。自民黨案の方は枠をとったということで、あらゆる分野が考えられるということ、それはもう枠がない方が私はいいと思っております。

それで、河村議員の方に、新進黨案の方に尋ねたいのですけれども、いわゆる社員の数が十人以上であるという、この十人以上であるということの哲学みたいなものをぜひお話ししていただきたいと思っております。

○河村(た)議員 きのもちよと言いましたけれども、アメリカの法人は営利も何もなく出せるんですよ。日本は、法人というのは取ったときから、これは制度としてですよ、今のところいいか悪いかはちょっと別として、一応、第三者の取引の安全をもう図っておきまして、例えば株式会社なら一千万とか、そういう制度。向こうはそこも違うのですよ、全然。だからぎりぎりのところで負担にならないように、皆さんが本当に気軽に取れるようにということで、最低限の一つの枠組みだけは要るのではないかとこの趣旨でございます。

○武山委員 それではもう一つ、河村議員に、基本基金として保有する財産のお金、五十万円以上であるという、この五十万円の根拠をちょっと皆さんにお話ししていただきたいと思っております。

○河村(た)議員 同僚議員の方からの質問でございますけれども、一つは、今言いましたように、何にもなしというのでも考えられないことではないと思っておりますけれども、やはり日本の法人制度というのは、何通も言いましたけれども、一定の、最低

限の、法人になったときに取引の安全を考慮して一定の枠を日本の場合は持つていけるのです。それからそれとのバランスということになってございまして、もし何にもなしということになると、日本の場合は法人が二つあるということですね。営利法人の場合は第三者の取引の安全を考慮している、非営利は全く初めは何にもなしからできる法人であるということ、それならいいのですよ、それ一つの選択であらうと思っておりますけれども、私どもの立法政策としては、最低限ぎりぎりのところ、全然負担のかからないところで、営利や何かと、日本の法人というものは最低限の何かがあるよというところをバランスをとった、そんな規定でございまして。

○武山委員 あちらでは教会とか、それから公益という非営利団体が、ある程度歴史のあるところには建物を持つたり事務所を持つたりしているもの、それから、そういうところを本当に少ない金額で、月三万円とか月一万円とかで貸してくれたり、主に教会なんかで非常に非営利団体を支援したりしているのですけれども、私が所属していた団体は草の根で始まったもの、それからある程度の五年、十年、二十年という歴史のある団体とは大変格差がありまして、それを比較してお話ししようかということになると大変難しいのですけれども、初めてこのNPO法案を上げて、これから草の根で始めようという視点をやはり一番みんなに知っていただきたいと思っておりますので、そのお話をしているわけなのです。

そういう意味で、いわゆるお金がなくてもできるといふ、数人から出発しているわけなのです。ですから、この額というものは大変少ない。今、日本の社会通念上ですと、財団なんかと比較しますと大変少ない額ということで、高いとは言えないと思っております。非常に市民にとっては始めやすいという金額だと思っております。

お金の中身に入りますけれども、贈与金費というのか、寄附というのか、それはどんなもので贈与ののでしょうか。河村議員にお聞きいたします。

○河村(た)議員 ここが私どもの法案の一番特色になってくると思っておりますけれども、やはりそういう団体は、事業収入だけでなく食うのだったらそれは営利でもできないことはないというところになりまして、やはり公共サービスを提供するにシエアしていただくということでございまして、そこは寄附を冒頭から求めてもいいように、ただ、手続的には一年後というふうな、法人格取得後一年後、また知事の認定というふうな私どもの法案はなっておりますけれども、今言いましたように、法人格を取って活動してもなかなか生きていけないのですよ、本当に事業収入だけでは。だから、自分で、私たちはこういう団体なんだよ、ぜひ寄附してください、経理も公開して皆さんからの浄財を集める。

出す方は、寄附控除があつて、寄附控除があるというところは、何通も言いますけれども、幾ら寄附をしたという書類が税務署へ行きますから、ですから脱税防止になるのです、これがかえつて。ここは基本的にぜひ御理解いただきたいのだけれども、脱税防止のために寄附控除をするというシステムで、財政的にも活動資金も含めて初めから育てていこう、こういう発想に基づいた私どもの法案ということでございます。

○武山委員 そうしますと、もう少し突っ込んで河村議員にお聞きしますけれども、例えばAさんという人が百円寄附した、Bさんという人は一万円寄附した、Cさんという人が五十万円寄附したとします。それは名前が全部透明で公明に、会計報告の中に名前と住所とそれから金額も必ず報告されて、それは一般の市民にも見られるようになっていくわけですね。

○河村(た)議員 そのところは、私もアメリカのものをきくと勉強しなければいけませんけれども、多分幾ら以上ぐらいのところでは絞るのではないかと気がします。全員の寄附者の名前を全部明らかにしていかどうかというものは、プライバシーの問題も若干出てくると思っておりますので、そこところ、米国のどうなっているかき

ちつとあれですけれども。

○武山委員 その点ですけれども、やはり自由で透明で自己責任の国ということで、だれもが自分の寄附行為には正々堂々と、この金額を私は寄附しますと。一般的には、私の会でも、本当に少ない額から大きい額まで、また企業からの献金から個人からの献金から、あらゆるものが公明で透明で、それでプライバシーの問題なんというのはいわねえなんです。お金を寄附するわけですから、それは自分が働いて得た収入から寄附するわけですから、やましいとかそういう言葉が出るかと自分がおかしいと思ふのです。

ですから、透明で公明で、本当に、明らかにだれに目につけてもおかしくない、堂々と寄附をする、そういう社会にこれから持っていくかなければいけないと思うのです。ですから、その辺、それでやましいとかプライバシーとかそういう問題はもう時代が違ふということ、やはり堂々と正しく寄附を行えるような環境で、それで正確に報告できるようなそういう法案にしていきたいと思っております。

それから、免税のことでちょっとお聞きしますけれども、出発点ですから、これから試行錯誤だと思っておりますけれども、例えばこういうノンプロフィットオーガニゼーションがある事務所を借りまして、そこで備品や何かが必要になります。電話や使用する備品、そういうもの、またいろいろ活動に必要なものを買うときの免税の方はどうお考えでしょうか。税金を払わないで買えるようなシステムを考えておりますか。河村議員にお聞きします。

○河村(た)議員 税金を払わないで買うということですか。それは本来事業、自分の備品なんかは自分のところの公益事業本来のために用いられる場合は、それに必要なお金を入れた場合、それは非課税になります。今、日本でも同じでしょう。本来事業、非課税ですね、そういう物を売ったり買ったりした場合、固定資産税等については、規定はどういうふう

だったかな。まだほかに、例えば郵便料金とかそういうこともお考えになっておられると思いますけれども、そういうことも含めるわけでしょう。郵便料金も考えたのですけれども、なかなかそれも、日本の郵便と向こうのアメリカとはちよつと違つておまして、別の会計になっておるとかいふいろいろあつて、そこまでは今のところ制度を準備しておりませんけれども、トータルに言いますと、本来の公益団体の公益目的に従う収入については非課税になるということをごさいますし、それは今でも同じです。すね。

○武山委員 草の根で始まった非営利団体というのは、本当にポケットマネーを出し合つてつくて育つていくわけですから、ぜひ免税にしたいだきたいと思ひます。

しかし、その免税にする中身でなければ、やはりそれは公明で公正で透明でなければいけないと思うのです。ですから、そこにはまたいろいろな議論だとか今までの癒着体質が持ち込まれたら、それはもう本当にゆがんだノンプロフィットオーガニゼーションになつてしまふので、そういう部分も、かかわる人個人個人の自己責任というか、品性ある人間であるという前提のもとにそういうことが行われるということでない、やはりこの法案というものの中身がゆがんでしまふと思ひます。

これは、政府・与党案の方でも免税は考えておるわけですね。熊代議員にお聞きいたします。

○熊代議員 与党案につきましては、御承知のとおり、所得控除とか税法上の寄附者の特典につきましては、現在のとこる法案には盛り込んでおりません。法施行後三年以内に検討して結論を得て実行する、そういう附則の中で、そのような税制上の問題については検討して早急に結論を出したいというふうに考へておられるところのごさいます。

○武山委員 免税の方はどうでしょうか、備品や活動に関する「と呼ぶ」。

○伊藤委員長 発言の場合には委員長を通してくだ

さい。

○武山委員 活動に必要な備品は、買うときに免税になりますでしょうか。

○熊代議員 わかりました。消費税を免税にするかどうかということだと思ひますが、それも検討の対象でございます。

○武山委員 ぜひ早急に検討していただきたいと思ひます。

それでは、河村議員にお聞きいたします。

アメリカではよくあるのですけれども、例えばミノルタコーポレーションというのがニューヨークエリアにありまして、そこから中古のコピーの機械を私たちはいただいたのです。そういうものは寄附として税金の控除の中に入るのでしょうか。あるいは、例えば企業の寄附として、お金ではなく車代を寄附するとか、それから例えば年次総会の賞品、ラフルの賞品を提供した場合、あちたり、レストランからディナー券をいただいたりするわけなのです、ラフルの賞品としまして、そういうものは、このNPO法案では税金の控除に入りませうか。そこまで考へておられますでしょうか、ぜひお答えください。

○河村(た)議員 私どもの場合は、寄附控除を受けるお金は郵便局または銀行の特定口座を経由することになっております、お金の場合は、財産の寄附は当然入ることになります、お金の場合は、今言いましたように、非常に透明性を要求しておりますので、金融機関の口座を経由するところがアメリカとちよつと違つて、さらに透明度を要求しているという事です。

○武山委員 税金の申告のときに、こういうコピーの機械を寄附した、あるいは車代を寄附した、非営利団体に寄附をしまして、賞品をこういうものを寄附をしまして、それで、時価の価格で、例えばコピーの機械でしたら約五十万円相当とか、車代でしたら五万円相当とか、そういうふうに換算して税額から控除という形になるの

ですけれども、ぜひそういうところもお考えいただきたいと思ひます。

それから次に、役員の任期についてお聞きいたします。

役員の任期は二年という事です、一般的には、あちらではやはり二年、一年、役員会で自由に決められるのですけれども、非常に短い期間で、常に新しい血を入れるということで、多額の寄附をしたからといってトップの座にとどまるということは非常にまれなのです。それで入れかえて、新しい活動を、常にそのアイデアをもつてしていくというのが基本的な哲学みたいになっているのです。

任期二年という事ですけれども、例えば皆さんの寄附をして理事長におさまりたいという場合が恐らく出てくると思うのです。そういう場合、任期二年で、最低二期までとか三期までとか、いろいろお考えだと思ひますけれども、居座りたいという人が出てきたとき、どういたしますか、河村議員にお聞きいたします。

○河村(た)議員 それは、今のところ団体の自治に任せておりますので、それと、公開をしますの

米国の場合を見ますと、州によって違ふかわかりませぬけれども、幾ら以上の収入の上位五名は収入を公開しなければならぬとか、向こうはそういう規定を持っております、僕が見たのでは、だから、そういうような一つの担保がある、社会的に、この人が不当に給料をもらつておるかどうかは公開によつてわかるというシステムでいきたい、基本的には、あとは、やはり団体の自治、市民の目という事になると思ひます。

○武山委員 日本の団体の長というのは、私の印象といたしましては、例えばPTA会長になつても、みな長期にやつておられるわけですね。それから、いろいろな各種団体の長も長年やつておられる方が多いですね。ところが、あちらではそういうことがあり得ないわけなのです。ですから、そういう精神をぜひ取り入れていただいで、

幾ら高額の寄附をしたといつても、理事長として五年も十年も居座ることによつて必ず体質がゆがんでいくわけなのです。それで、透明で活力ある団体の活動というものをどうしても阻害して行くわけなのです。個人的な考えが左右するわけなのです。ですから、かかわる理事の方、役員の方の本当に一人一人の人間性にかかわると思ひます。ですから、つくつてしまつたら、これを生かしてそこに居座らうという人が日本の場合必ず出てくるのではないかと思ひます。そういうところ、ぜひ考へていただきたいと思ひます。

○河村(た)議員 おつしやるとおりでして、居座る風土というのは、多分お金がないところですね。日本の自治会等、いろいろありますけれども、もともとお金がないし、若干の補助金ですから、そういうシステムだと居座つてしまふのです。よ、これがもし寄附が主流になりますと、やはりそれは能力がないとだめですから。私たちの団体はこういう活動をしているのだとどんだんアピールして、公開もしなければだめですからね。いいところでない、寄附は集まりませぬから。

だから反対に、いい意味でのお金を集める団体は、これは伸びていくことになるので、これは与党さんは、これからまたお話しするので、けれども、寄附の文化というのは、非常にマーケットメカニズムが働いて、悪いものを淘汰していく。その分、補助金をカットしていきまうから。それで、寄附控除をする、何遍も言いますけれども、かえつて脱税がないということになるのです。書類が行きますから。だから、そういうシステムで、居座りとか、悪い団体をどんだん自由競争のところにさらして、こういうシステムを早く導入したい、こんなふうに思つております。

○武山委員 そうしますと、やはりお金にかかわりますので、透明で公明な報告という、それをいろいろと今までのしがらみを捨てて、必ず、一

円たりとも報告する。それから、個人の名前から住所から、全部報告する。そういうことによつて、どの人がどういうものを支援しているのだという、その人自身の哲学も国民一般にさらされることによつて、こういう社会を目指すためにこういう団体を支援しているのだというところで、いい意味の向うきな発想でその人を評価する時代になると思うのです。それで、本間に白を白、黒を黒と言えよう社会をつくっていくための一歩だと思ふのです。いいことをする人は、社会にとって、みんなが認め合つていく社会、そういうものをつくっていくためには、ぜひ必ず、すべての金額、住所、氏名というものを公表するような、そういうシステムをつくっていただきたいと思ひます。

それから、最後になりますけれども、チェックは、これから法案が成立して、与党では三年後に見直しということですが、ぜひ見直しは必ずしていただきたいと思ひます。

アメリカの場合は、五年後にチェックということなので、まず、役員がだれで、それからどういふ活動報告をして、それから寄附はだれが、いつ、何月何日、物品を寄附したか、お金をどれだけ寄附したか、すべて透明なのです。ですから、その活動内容それから資金の出入り、それをきちんと、あるスパンを決めて、それでチェックしていただきまして、それを、新進党の案は今のところ都道府県単位ということですが、都道府県単位でも、外部監査が入つても、どちらの監査でも結構ですけれども、きちんとしてそれをチェックできる機能があるということが大事だと思ひます。

そこで、一般的に日本の国民は、行政に対して非常にまた厳格をするのではないかと、これを考えていると思うのですけれども、それはどう担保できますでしょうか。そのチェック機能の担保ですね。今のところ、新進党案は都道府県ですけれども、チェック機能はどういふふうに担保していただけるか、ちょっと説明していただきたい

思ひます。

○河村(た)議員 ます、公開をしているというところで、これは将来、また見直してもいいのですけれども、一応我が法案では、市民公益法人セクターというのを全国に一つとしております。なぜかという、余りこういうふうな決めたくなかつたのですけれども、初め、ワークするときに、やはりだれかがそこへ行つて、今言われた話ですね、この団体はどういう経理で、どういふ方が寄附してどういふことは、非常にわかりやすくしてあげないのですよ、なかなか寄附する文化というのは育たないのですよ。そういう意味で、初めだけはちょっと統一的にやろうということ、これは将来進んでくれば、そういう公開をするNPOが出てくれば結構でございますので、それでやっていく。まず情報公開ですね。

それと、やはり知事の方で一定の、最低限ですけれども、監督規定は持つております。米国の場合は届け出でございまして、法務長官なり州務長官がいづれでもどこでも検査するということが常時検査をしているようです。税務署と法務長官です。そこは、向こうは登録制ですからそうですけれども、我が方はちょっと違いますけれども、一応そういう方向で仕組みをつくつております。

○武山委員 私の団体はアメリカ人が会計の方をやつていたので、実は、非常に正直に、きちんとして、もう隠すことは全然ないので、よ。それから、議論して、これはどうしようかなんというところは全くないのです。そういう環境に私は驚いて活動してきたのですけれども、非常に正直で、そのまま報告して、それでそれが情報公開されているというふうな状態なのです。ですから、ぜひ二十一世紀はそういう情報公開を、こちよこちよどこかで議論したりして、それではこういうふうなまとめでいこうということではなく、これは非営利団体ですので、一人一人の行動はすべて公に、そしてどこへ出してもやましくない、そういうことを基本にしてぜひ情報公開をし

ていただきたいと思ひます。

私の質問を終わります。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、丸谷佳織君。

○丸谷委員 新進党の丸谷佳織と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

私は、昨年の十月に初めてこの政治の世界に入つてきたわけなのですけれども、それまでは音楽関係の仕事にずっと携わつておりました。その中で、プロあるいはアマチュアミュージシャンを問わず、音楽を通して自分自身を表現したい若い人ですとか、あるいは人に音楽を聞いてもらつて心にゆとりを持ってもらおうとか、楽しい時間を過ごしてもらおうと思つて活動している人たちにたくさん会つてまいりました。

きょうはちよつと具体的な内容で質問させていただきます。プロのミュージシャンの場合、利益というものがついてきますので、これはビジネスになると思うのですが、プロになる手前のセミプロですとかアマチュアミュージシャンの場合は、利益を得ることができないわけですね。アメリカの方などは、オーケストラとクラシックの団体をNPOで育てている例もあると思うのですが、例えば若者の表現の一つでありますロックミュージックのようなバンド、これはNPOで育てていけるような対象になるのかどうか、まず各党の提案者にお伺ひします。

○辻元議員 ロックミュージシャン、私も大好きなので、実は仲間にもたくさんおります。その場合に、どういう目的を持ってやつていらっしゃるかということ。例えば阪神・淡路大震災の折なども、たくさんミュージシャンの方、アマチュアの方、音楽を志向されている方が、現場で随分皆さんを励ます活動をしてみたりとか、それから老人ホームなどで、いろいろな歌手の方々が営利目的関係なく活動されているグループもあります。ですから、この非営利の定義というのは、その得たお金をその構成員に分配し

ない、これが大原則になっていきますので、まずその原則に従うことが一つ大きな要件となるかと思ひます。

その上で、その目的がどういふふうであるかということとその活動をされている方が定められると思うのですが、その際、その目的が、この私たちが提出している与党案、市民活動促進法の目的に合致するならば入ると思ふのです。その際は、四番に、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」というのがありますので、これに、この法律に合致する手続と、それから非営利の原則と目的が合えば入ると思ひます。

○上田(清)議員 今お話しになった部分が、私どもの法案では三条一項の、文化の向上を目的とする活動、この項目に入ると思ひます。

一つだけ少し御注文をつけさせていただきます。あくまでそのミュージシャンを育てる人たちがいて、身内でただ一人その人を育てるとかそういうものではなくて、やはり愛好される人たちが集まつてミュージシャンを育てていく、そういう活動になれば、あと、先ほど言われましたように公益、私的な利益ではない、そういう形になれば、まさしくNPOの対象団体になると思ひます。

○木島議員 お答え申し上げます。

ロックミュージシャンの皆さんがきちんとした組織をつくつて、約束事、規約をつくつてきちんと総会もやる、そういう組織形態をとつておられるらば、私どもの案では無条件に法人格が与えられます。

○丸谷委員 今のお答えを踏まえまして、またちよつと具体的な質問をさせていただきます。あなたがロックミュージックという日本では若者を中心に聞かれていたジャンルかなというふうな思ふのですけれども、文化の振興と申しますと、どうしても、一般的に見まして、芸術性の高いものですとかクラシックというふうに限られてきてしまふのではないかと、そういうおそれを持つて今この質問をさせていただきます。今

皆さんおっしゃっていただきましたように、ジャンルにかかわらず音楽は文化であると。そして、文化というものは、自分たちの表現の一つであるとともに、みんなに喜んでもらえるという公益性のあるものだというふうに私も認識しております。

例えば、自分で演奏する場合ではなく、そういった若いロックミュージシャンをプロになるまで育てていきたい。育てていくときに、これをビジネスとしてやるのではなく、例えば私は北海道出身なのですが、北海道から世界に羽ばたくようなロックバンドを育てるために努力していきたい。そうすることによって、ビジネスではなく、だけれども生活をしていきたい、それをライフワークにしていきたいと思った場合、今のシステムでは、例えばほかに仕事をしながら、アルバイトをしながらそういった行動をしていかなければいけない社会システムになっていると思うのですけれども、このライフワークにしていきたいという一つの夢と今回のNPO法とのかかわり方について、見解をお伺いします。各党の提案者の方に伺います。

○熊代議員 個々具体的なことで、具体的には証の際にいうことでございましょうが、一般的に言えば、先ほどのお答えにもございましたように、営利を目的としない、それから文化芸術の振興を図る活動であるというふうに認められれば認定されるということでありまして、その具体的な形態によると思います。営利活動でないということであれば、そして文化芸術活動であることは間違いないわけでございますので、そういうことだと思えます。

○辻元議員 そこで、ライフワークにしたいという御質問だったかと思うのですが、これはちょっと私ごとで恐縮なのですが、日本ではなかなか難しいのです。難しい原因はいろいろあると思います。それを要えていく第一歩が今回のこの審議になっていると思うのです。これを、例えば先ほどから税の優遇措置等も含めて、今後、一

歩を始めて二歩、三歩とみんな議論していこうというのは共通認識になってきたと思うのですね。

さてそこで、難しいのですが、できないというわけではないと思います。私は、自分の経験で恐縮なのですが、二十二年歳のときにピースポートという国際交流のグループをつくりました。四名で始めたのですよ。十四年間やって、これを日本の中で定着させていくのは本当にしんどかったです。今は、それで食べている人間が、専従者が多いときで四十名、年間九億円の予算でやっています。しかし、補助金は一切もらっていません。事業収入とカンパですね。寄附というものでやっているのです。

ですから、これはやろうと思ったら片手間にはできないので、自分たちの活動を周知してもらおうために朝六時からチラシをまいたり、まあさまざまなことをやりました。困難を克服して、自分もやった上でこの法案を提出しているわけなんですけれども、その間にはアルバイトも多種多様やりました。しかし、そういう状況が、今、阪神大震災やいろいろなところで大分認められてきて、社会的な法的枠組み、そしてその後、そういう経路を踏まえていろいろな税のことも議論しているうじやないかというのが今だというふうに考えていますので、やり方次第であるとは思っています。

○河村(たけ)議員 同僚ですけれども、非常にいい質問だと思えます。

やはり、そこら辺が実務上の一番の中心のところ、まずこういう活動が入るかどうかが。今聞いた話では、ロックミュージシャンを、プロまでいけば飯は食えるけれども、プロにいくまでは飯は食えないから、そういうものを育てる、北海道なら北海道で育てる、そういう活動で自分も生活していきたい、こういうことなんですよ。

では、実は今どういうところがやっていると、やっていると、音楽文化何とか課というの

があつて、公務員ならそれは食っていると僕は思うのですよ。公務員なら。ここが究極的な問題なんです。なぜ公務員だけそういうことをやっていると飯は食えるのかということもございまして、私どもの法案は、そういうことを民間でもやれるようにする。先ほど言いましたように、NPOは何かと言われたら、民間の公務員、民間の議員である、そんなような感覚ですので、公務員と同じように飯が食える。

では、飯が食えるためにはどうしたらいいんだ。今辻元さんが言われたように、努力すれば事業収入でやれるじゃないかという道もないとは言いません。それはそれで結構だと思います。しかし、一般的には、人を育てる分野というのは、育てるだけではないかこれは公益活動です。だから、そのお金をどうやって担保していくのかというところが実は非常に大きな問題なので、そのやり方として、一つは、辻元流の、事業収入で頑張れと、全部とは言いませんけれども、それからもう一つは、補助金で、それはあくまで北海道庁がやって、それが面倒を見ればいいじゃないかというやり方。

だけれども、私も、そうじゃなくて、若干の補助金も入るかも知れませんが、若千基本的にはみんなが寄附をしながら、北海道に税金を出すのと直接出すのとどちらにしろ同じです。それから、それを脱税がないような仕組みをきちっとつくって、寄附によって、そのお金で十分食べたいというシステムを法案としてきちっと準備はしてあるということもございまして、私どもの法案が成立しますと、十分そういう格好で飯が食えるようになります。

そのかわり、努力しなければだめですよ。公開しなきゃだめだし、寄附金集めの努力が要るということになってまいります。

○木島議員 私どもの案では、生活の糧としてその非営利法人からきちんとした給料をもらうとい

うこと。もらつて、ライフワークとして音楽の振興のために頑張りたいという若者、それから、副業としてまあ実費ぐらい欲しいという若者、それから、もうお金は要らない、趣味でも仲間になつて加わりたいという若者、いろんな人がいると思います。そういう皆さんを全然差別をせずに、力を合わせて約束事をつくって団体として行動していこうという場合には全く無条件で組織化ができるわけですから、ライフワーク、完全に認めております。

ただ一つの例外は、私どもの法案の第三十七条で、役員になった場合、「不相当に高額な報酬又は給与を支給してはならない。」一カ月五百万の給料を役員になったミュージシャンが取つてしまふという、それだけは禁じよう、それは非営利法人の基本的な性格から合わないということでありまして、そのみが制約されるだけではありません。あとは、相当であれば十分な役員報酬、給料を取つて、ライフワークとしてその組織内で頑張っていくこと、当然の前提にしております。

○丸谷委員 では、辻元さんにお伺いしたいと思うのですけれども、今のお話の中で、最初、立ち上げは財源も含めて大変だった、今は四十名ほどいらつちやつて、寄附、カンパも含めて九億円ほどで動いていらつちやつてというお話があつたのですが、その、立ち上げの財源的大変さを今振り返りまして、今後のこの市民活動促進法に向けて、財源立ち上げに際してどういった財源の確保が望ましいと思われるのか、お伺いします。

○辻元議員 随分前の話なんですけれども、私たちが金を出して自分たちでアルバイト等をしたお金を何人かで出し合つたりとか、それから知人、友人、心ある人からお金を借りたりして立ち上げていったわけなんです。ただ、実際には、その規模によりまして、先ほど申し上げたように、私たちがしたいやり方ばかりではなくて、地域でいろいろな活動をした、一万円ずつみんなを出し合つてまず電話を一本引こうじゃないかというふうな始め方の活動もあります。ですか

ら、その財源の確保というのは、規模によってそのやり方が違ってくると思います。

だから、私の例はただ一例で申し上げただけで、これがすべて何百万集めないとできない活動なのか、五万円ぐらい集めてとにかく一からやってみようじゃないかという規模なのかということによって変わってきますので、ここで一概に、財源の確保についてこうしろというふうに申し上げることはできないと思います。

河村議員が寄附というふうにおっしゃっていますけれども、もちろん寄附も立派な財源です。ただ、全部を寄附に頼ろうとか、全部を補助金、全部を事業収入となると偏りが出ますので、それぞれの団体の特質によってそのバランスをとりながら健全な財政運営をしていくことを目指していきたいと思っています。

そういうことも含めて、この法律がここで成立するならば、丸谷議員もロッキンジャーの将来のことをかなり真剣に考えていらっしゃると思いますので、いろいろな規模の市民団体にとって財源の確保はどういうやり方がいいんだろかということや、バランスよく考えていきたいというふうに思いますので、ぜひ呼びかけたいと思います。

○丸谷委員 ありがとうございます。

では、与党案の中では活動項目十一項目という限定がございすけれども、これもさきの審議の中でも、こういった活動はどうであろかという質問はかなり多く出たと思うのですけれども、政治、宗教に関する活動は、これは除かれていると思います。

例えば、今、若者の政治離れがかなり進んでいる、選挙があれば投票に行く人も少ないといった中で、若い人たちにもわかりやすい政治学習会を開きたい、こういった活動の場合はこのNPO法案の対象になるのかどうか、お伺いします。

○熊代議員 これもまた具体的な中身によると思いますけれども、別表の第二に「社会教育の推進を図る活動」というのがあります。そういう社

会教育の一環として政治を教えようというならば入りましょう。

ただ、委員御質問のものは、政治上の主義を推進してはいけないというように書いてあるわけですから、これはそういう一般的な話ではなくて、要するに、民主主義がいい、あるいは共産主義がいいから共産主義のために命を捨てていくという、そういう団体はこの市民活動団体にはならない。まあ共産主義だけを申し上げましたけれども、民主主義のために命を捨てていくというのでも、やはりここではいわゆる市民活動法人ではないだろう。そういうことで除いてございまして、いい政治をつくらうとか、いい政策をしようということを排除するものではないわけではございす。

○河村(た)議員 私どもは、当然オーケーになります。何の問題もなしということではございす。ここがやはり一番違うところなんですよ。

与党さんの場合は、今言ったように、熊代議員はいいと言ったのか、あれけれども、北海道知事はいいか、鹿兒島県知事はどう言うのか、というふうに、言わせてもらえば、残念ながら、そういうことがどうして一つある。

それと、ある一線を越えることになるかわからないのです。ここがまた怖いのです。(発言する者あり) いや、公益性とは違うのです。公益性というのは、私益と公益ではないという意味なんです。自分たちだけの利益ではないということ。目的では限定してないですよ……

○伊藤委員長 不規則発言に答えないでください。

○河村(た)議員 ということであって、いや、こ

こは……

○伊藤委員長 不規則発言に答えないでください。○河村(た)議員 わかりました。やめまされども、今ちょっと議論がありましたけれども、ここをもうちょっとぜひ詰めないと、何を見るかとい

うことは物すごい本質的ですから、この両法案は、ということ是非常重要的なことですよ。

私どもは、御承知のように公益の目的について一切全部オーケーですから、その他ということやオーケーです。あと、政治、宗教については与党さんのような規定を持っておりませんので、どうぞやっていただいて結構です、そういうことでございす。

○木島議員 私どもの法案の特質がまさにそこにあるわけでありまして、私どもの法案は、活動の目的、内容、全く無限定でございす。

○丸谷委員 では、与党案について重ねて質問させていただきます。政治学習会を、政治学習会を、例えばきのうの表現では、何々イズムというふうなものはいらない、そればかりをするのはいいなという表現だったと思うのですが、政治というのはいや、表現がなければいけないものではないかというふうに思っています。政治学習会を、客観的に歴史も踏まえてこういう主義がある、あるいははかにいこうといった考え方もあるという学習会を重ねていくことによりまして、では、この主義に重いてはどうなんだらうというふうな判断が学習会を重ねることになされていくのは当然のことだというふうに思うのですが、そういう議論になった場合、何イズムということその団体の法人格を失うようなことになるのでしょうか、お伺いします。

○辻元議員 与党案の方はこのようになっております。第二条第二項第二号のロに、市民活動法人は、その行う活動が「政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの」であってはならない。これは、推進し、支持し、反対するというのはアクションです。議論を積み重ねていただくことは社会教育の一環として結構だと思いますが、これがアクションとして出てくる場合は、この与党案によりまして、これはあつてはならないというふうになっております。

ですから、目的をどうお持ちになるのかということなんです。その団体の。推進し、支持し、反対するということを目的にするのかどうか、そのところをその団体がどのように登録なさるかということにかかると思っています。

○丸谷委員 それでは、もう一回確認させていただきたいのですが、最初は政治学習会、政治についてもっと詳しく知ろうという学習会という目的で法人格として認可されました。それで時間の経過とともに、それが、こういった主義がいついかなにかという議論がなされていくことについては全く問題ない、ただ、それに基づいて何かの行動を起こすということに関してはいいけない、そういう認識でよろしいでしょうか。

○熊代議員 辻元議員が御説明したとおりでございまして、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではないこと。」これは、これがいいけないというのではなくて、政治資金規正法もございすし、そちらの方でやってくださいということなんです。この法律の目的とするところではない。何でもここに取込みもうという趣旨では全くだいせん。私どもは交通整理をして、民法とのすみ分けも考えているとございす。

先ほど申し上げたように、議論の途中で何かが出てきたからそれでいいけないということではないわけ、それは主たる目的とすることというものであります。議論の途中でそういうことができて、共産主義と言ったら語弊がありますが、民主主義がいい、民主主義のために命もかけるといふ運動を始めるならば政治団体等に衣がえされた方がいいと思ひますけれども、しかし、そういう議論が出てきて、それが議事録に載ったからいいとか悪いとか、そんな話ではない。これは行動を規制しているだけの話でございす。

○丸谷委員 ちょっとしつこいようでも申しわけないですけれども、市民活動という定義におきまして、いろいろな主義ののっとなって活動をしていく。文化の促進というのも主義の一つであると思

○辻元議員 この間出されました経企庁の統計に従いますと、八万数千団体が対象になっておりまして、そのうち一万団体程度が、まずこの市民活

○丸谷委員　与党案の方では、二つ以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては経済企画厅长官が所轄庁になるわけなのですけれども、今の数、どれだけか。三十万とも八万ともという話が出ていたのですけれども、これは三十万、四十万になった場合、経済企画庁の方で認可をしていくのはかなり大変な作業になっていくの

のではないかという論調も多いというふうには認識しておりますが、この公聴会の後、ゆつくり時間をかけて審議の方に臨まれると認識しておりますが、それは各党の提案者の方、どのように認識していらっしゃるか、最後にお伺いして質問を終わります。

○辻元議員　まず、この法律をつくるまでの過程

だからそういう意味なら、やはりもっときちつと考へて、本当に国会で、国会議員のほとんど

が、ああこういうことなのか、NPOというのは。それで、今言いましたように、どういうステップがちょっと違うのだから、では、そこでどう妥協できるのだからかというのを考える雰囲気が出てくる絶対的ではない、僕はそんなふうに思っていますので、何遍も繰り返しますけれども、三日の強行だけは絶対やめていただきたい。これは日本社会のために、三日の強行だけは、お願いいたします。

○木島議員 この法案は、日本の社会のありよう、ひいては日本の国家のあり方にかかわる非常に重要な法案だという認識であります。委員の、徹底審議を尽くすべきだ、全く同感であります。昨日私も述べましたが、もっと具体的に言いますと、百年前の公益法人主義、法人に対する官僚支配、これを打破できるかどうか、本主に民主的な自主的な日本社会をつくれるかどうかがかかった法案だとも考えております。百年目に於いて初めてそういう方向に日本社会が進むかどうかがかかった法案でありますから、立法機関である国会としては、本主に十二分な徹底的な審議を尽くすこと、とりわけこういう性格の法案ですから、国民の皆さんの意見を徹底して聞いた上で審議に反映することが肝要かと考えております。

○丸谷委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、金田誠一君。

○金田(誠)委員 きょうは、共産党さんと新進党さんに質問をさせていただきたいと思っております。

まず、共産党案でございませうけれども、附則の最後のところ、附則の六「民法その他の関係法律の整備」という項目がございまして「この法律の施行に伴い必要となる民法その他の関係法律の整備については、別に法律で定めるところによる」ということになってございます。

そこでお尋ねをいたしますが、この附則六で想定をしている民法等の整備の内容はどのようなものになっているのか、それはいつ提案されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○木島議員 提案理由で御説明申し上げましたとおり、私どもの法案は、民法三十四條の公益法人を基本としてその特例を決める法律ではありませう。公益法人とすみ分けを考えている法律ではありませう。民法三十三條を基本法とする非営利団体に対して、一般的に法人格を付与するという法案でございます。

そして、私も日本共産党は、しからば民法三十四條の現行公益法人をどうするのだということではありません。既に二万を超える公益法人がございまして、それにはさわるつもりはございません。それから、民法三十四條の公益法人を基本として、これの例外としてつくられたいろいろな中間法人と言われるもの、学校法人法に基づく学校法人、宗教法人法に基づく宗教法人、それから社会福祉法人、更生保護法人等々があるわけなのですが、これについても、私も日本共産党は、現行法体系にさわるつもりは全くございません。

したがって、しからば、この私どもの案の「民法その他の関係法律の整備」は何が必要なんだ、まさに質問の点について御答弁申し上げますが、私も、ある団体は、民法三十四條に基づく官庁の許可をもらって法人格を取得するの、あるものは私どもの法案が成立した場合に与えられる、もうそんなことはやめて法務局に登録をして法人格を取得しようとするか、選択権が幅が広がったと考へております。したがって、基本的には民法の改正は、全面的な改正は全く必要ないと考へております。

ただ、民法の三十七條から八十四條、法人の設立手続、法人の管理、法人の解散、それから罰則、たくさん規定があるのですが、これはどうも民法三十四條の公益法人を前提にして組み立てられているように思われるのです。しかし、そのことの明記がございせんから、そこははっきりさせるために、最小限、民法三十七條から八十四條の規定は民法三十四條に基づく公益法人に関する諸手続であるということを民法の中にきちっと

書いておけばいいのではないかと考へております。ですから、これは、私どもの法案が成立させていただければ、同時日にもできるような改正です。

そして、もう一つ、「その他の関係法律の整備」は何だといいますと、登記に関係しますから商業登記法、また私どもの法案の中にも過料などがありますから非訟事件手続法等々、関連法にはさわってきますから、これらは改正が必要だろう。それは難しい改正ではないと考へております。

○金田(誠)委員 民法三十四條の特例法ではないという立法でございませうから、民法と重なってしまう部分が相当出るわけですね。その重なり部分がかどうか、疑義を感じてはおるわけでございますけれども、提案の趣旨はそれなりに、説明としては理解をいたします。

そこで、この附則の六の解釈でございませうけれども、本主に民法三十七條から八十四條、並びに商業登記法その他というだけで、果たしてこの法律が円滑に執行できるものなのか。民法三十四條との重なる部分について一定の整理等が必要なものかどうか、それらも含めまして、この際、法制局の方から御見解を伺っておきたいと思っております。

○早川法制局参事 お答えいたします。

共産党の御提案になっております非営利団体に對する法人格の付与等に関する法律案の附則第六項により民法その他の法律の整備の内容について御質問でございますが、この法案の作成をお手伝いをさせていただきましてといたしまして、この件に関しまして私どもの御意見を木島先生に申し上げたところでございまして、木島先生の御了解を得まして、その御意見を申し述べさせていただきます。

共産党御提案の法案は、非営利社団一般を法人格の付与の對象としておりますから、民法の對象とする非営利・公益法人よりも幅広い団体を對象としていることとなります。すなわち、この法案

の民法との関係は、民法第三十四條以下の公益法人制度と一般法、特別法の関係で併存し得る関係ではなく、民法とは別法という形はとっておりませんもの、実質的には民法第三十四條以下の公益法人制度に取ってかわる、非営利の社団法人に關する一般法の制定という性格を持っているものと理解しております。

このように、公益社団を包含する非営利の社団一般を對象とする準則主義の法制度を設けることといたしまして、同一の對象に對しまして法人格付与という同一の効果を生ずる公益法人の許可制度を存置する立法上の合理的理由の説明が困難ではないかと思われま。

なお、民法第三十三條は、「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」と定めておりますが、この規定は、民法第三十四條以下の公益法人制度と実質的にそれに取ってかわる法制度、この非営利法人法の併存を認めているものとは考えられないのではないかと考へられます。

それで、問題は、この法案が非営利法人一般法として民法第三十四條以下の規定にかかわる性格のものとして理解をいたしました場合に、現行の民法第三十四條以下の規定によって設立される公益法人の取り扱いをどのようにするかということでございます。

これは、法制論で一義的に決まるわけではなくて、公益法人をどのように取り扱うのが適当かという政策的価値判断にかかわる問題でありまして、それによって法制上の構成の仕方は変わってくるものと思われまが、少なくとも民法については、第三十四條以下の規定に對する手当ては必要ではないかというふうに考へております。

また、民法以外のその他の関係法律の整備につきましては、民法の公益法人の規定を前提として制定されております法人格付与に關する種々の特別法、例えば私立学校法による学校法人、これは本来公益法人でございませうけれども、教育施設に對する国の関与を少なくする趣旨で民法の許可

それでは、こういう団体は新進黨案では法人格は取得できないということでしょうか。よろしいのでしょうか。

○河村(た)議員　主たる活動が県内にあるという意味は、県外、国外で何をやっていただいていて

もいいのですが、それをフィードバックしてほとんど実際やられているのですよね。例えば、広報を発行するとかシンポジウムを県内でやるとかそれから写真展をやるとか、寄附を集めることになりまして、当然そういう活動を非常にすることになります。ですから、地域限定というのは誤りです。そういうプロパガンダがありましたけれども、地域限定は一切してありません。地域が基盤であって、フィードバックして、皆さんの、県の人たちの国際的理解の増進に資しておればよいということでございます。

それで、今のアムネスティさんの実際上の活動になりますけれども、世界でやっているのをフィードバックして、県民の人たちが喜ぶという、国際的理解の増進に資しておればよい。

もう一つ、国外に法人が別法人になっている場合、これはやはり国内でいう法人とは当然のことながら別ですから、それは切り離して考えていい。法人格を持っていないけれども、別の団体と明らかに言える場合は、これはいいと思います。別です。国内の法人格取得について考慮する必要はないということでございます。実際は、ほとんど国内、県内でそういう広報活動等をやらないと生きていけないのですよね。生きていけないと言うと、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、それです。

ですから、実際はほとんどの団体がやっていることだし、またNGOの精神、シンク・グローバリ、アクト・ローカリーという精神からすれば、活動はいろいろやるのだけれども、とにかく地域の人からも愛されよう、そういう精神ですから、僕はいいと思えますね。

○金田(誠)委員 それでは、アムネスティは認可される、法人格を取得できるという御答弁のようでございますが……(河村(た)議員 今の様子ならですよと呼ぶ)今の様子ならそうだと御答弁のようでございます。

それでございまして、例えば、二項の三には「社員の過半数が、当該団体の主たる事務所の所

在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。」「役員(の)三分の二以上が、同じく「住所を有する者であること。」となっているわけですね。ところが、アムネスティの場合は、社員の過半数がそこに住所を有するなどという状態ではないようでございます。約三千名近くの方が百四十三のグループに分散をして全国に散らばっているということでございますが、そういう場合は法人格は取得できないという理解でよろしいかどうか、確認をさせていただきます。

それと、今の答弁の中では、フィードバックすればいいのだということでございますが、ここには明確に、「主として活動を行う区域が、」主たる事務所の所在地の都道府県の区域内にあること。これに対して、アムネスティの活動というのは全国で行われているわけでございます。全国で行われていてもフィードバックすればいいのだ、こう御答弁ではおっしゃっておりますが、法律のどこを見るとフィードバックすればいいというふうに書いてあるのか、お示しをいただきたい。

それとあわせて、そういうことであれば、地域が基盤というすみ分けの根拠自体が消滅してしまっているのではないかと懸念をいたしますが、いかがでしょうか。

○河村(た)議員 地域基盤を判断するときに、単に地域基盤と言うとよくわかりませんものですが、それを定量化をした方がかえって市民団体というかNPOにいいだろうということで、そこに参加というかそういう人たちの人数、そういうものと、それから活動と二つ分けたということでございます。

各々の、それぞれの活動によって分けて考えるのがいかがなものかというところで、これは、役員(の)三分の二というのはいは役員(の)二分の一に改めて、社員の過半数というのはいは一応削除する用意はしております。実際において判断した方がいいのではないかと、置いておいた方が便利だということもあるんですけれども。

それから、海外の活動、ちょっと実態を見てみるとそれはわかりませんが、先ほど言いましたように、事務所を構えて別個の法人格を持つておれば当然ですし、別の団体と言える場合はこれは別なんでしょうね。だから、そうは言われるほどのことはないであろう。

しかし、僕の言いたいのは、そのすみ分けの根拠に合理的な根拠があるかどうかということなんですね。僕の方は、地方分権ということとは、今、歴史的背景として、それはそれで重要じゃないか、それが言いたいんです。与党さんは与党さんで、これは考えておられます。だけれども、例えば男女共同参画社会をつくるに当たって……(金田(誠)委員 質問内容に答えていただければいい)いや、だから、そういう非常に合理的な分類というかすみ分けを目指した方法であるというところでございまして。

○金田(誠)委員 フィードバックすればいいという規定がどこに書いてあるかということ聞いています。それで、それを聞きまして、そうしたら、

○伊藤委員長 絞ってお答えください。

○河村(た)議員 これは、主として活動を行う区域だということ結構なんじゃないですか。広報活動とかそういうことは、十分、NPOの本来の活動ですよ。

○金田(誠)委員 先ほど来数字を挙げて、いかに全国的な運動であるかということをお示しをしておるわけでございますが、そういう運動体であつてもフィードバックすればいいんだというのがどこでわかるんですか。

○上田(清)議員 金田議員のお尋ねの部分に、例えばアムネスティの支部あるいは本部、それぞれ、当該役員(の)それぞれの住所を持っておられると思うんですね。その中で該当できるのではないですか。

○金田(誠)委員 ということは、もはや、地域基盤、主として活動を行う区域が都道府県の区域に

あること、一定の地域を基盤として行う運動であることというものではないわけですか。こういうすみ分けをすれば、必ずそれから外れるものが出て当たり前に出なければ三十四条の特別法として成立しない。だから、共産党さん、苦勞して共産党案、出されているわけですよ。その辺のところ、きちんと立法の趣旨を説明していただきたいと思うんです。

○河村(た)議員 それは金田さんのおっしゃる通りですね。特別法ですから。明らかに主たる活動が県外の場合はやはり入らない。けれども、その場合は明らかに民法法人でということになると、実際はかなりの数が主として県内で活動されておるんじゃないかと。

○金田(誠)委員 明らかに入らないものもあるんだということではわかりました。やはりすみ分けはできているんだということだと思えます。

その場合、すみ分けの根拠として、社員の過半数がその同一の都道府県に居住しているという状態ではない団体があるわけですね。そういう場合は、これはもう当然のこととして認定されたいということではよろしいですね。

○河村(た)議員 社員要件につきましては、そういうわけで、実態を見て判断する、この参加の状況をというところで、役員については、これは過半数までおろしたけれども、やはり地域基盤性という以上、一定の地域の方が参加されておるということが必要だと思いたすので、それはぜひそういう、まあざりざりのところでございましてけれども、そうむちゃな要件だと私は思っております。ぜひ合わせていただきたいと思います感じがしております。

○金田(誠)委員 その客観的な条件として明確に示されているものは、新進黨案の場合、社員の数が十人以上、それから五十万円以上の財産、それと社員の過半数と役員(の)三分の二が主たる事務所の都道府県に居住するというのが、客観的に数字として、裁量権の入らない形でこれは明確に示さ

れているわけですが、主として活動を行う範囲が都道府県の区域内にあるということは、主としてあるかどうかというの、これは客観的な数字ではなかなか出てこない。ここには行政の裁量権というものが当然入るを得ないと思うんですが、どうでしょう。

○河村(議員) それは多分、知事のところで、将来はそれをNPOなんかでやるのと同じか、すけれども、広報をどういうふうに出しているのかとかシンポジウムをどうやってやっているのか、そういう一定の基準をつくることになると思えますね。それで非常に形式的に当てはめていく作業が必要になるかと思えます。

○金田(議員) 時間が来ましたので、終わります。

○伊藤委員長 次に、瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

日本共産党は、この委員会の審議を通じて、各党の一致点を見出して、全会派の共同によって少しでもいい法律をつくりたい、これが基本的な立場でございます。しかし、昨日、本島議員も指摘しましたように、与党提出の市民活動促進法案には幾つかの重大な問題点がございます。それらについては、何としても考え直してもらいたいと考えています。

そこで私は、きょう、政治活動の自由と政治的な意思表示が制約されるという問題について質問をさせていただきます。

第一点ですけれども、ことしの二月なんですけれども、みのお山自然の会という団体から送られてきた質問状がございます。これは各党にも多分来ていると思うんですね。

それで、この質問状によりまして、この団体は自然保護を目的としたボランティア団体で、署名活動、議会や行政への要望活動、宣伝活動を行うことがある、このように言っています。これは、自然を守るための意思表示であり、私たちの意見を届ける活動だとして、そして、私たちのこのよ

うなやむにやまれぬ活動について、禁止対象とならないよう配慮をお願いします、このように書いています。草の根の自然保護団体も、与党案の条文にはそういう危惧を抱く、こういう状態が生まれているように思います。

そこで、私、辻元議員にお聞きしたいのですけれども、本来の活動目的にかかわる意思表示は何ら問題ない、このように保証できますか、いかがでしょうか。

○辻元議員 今、本来のおっしゃったんですか。今の事例ですと、自然保護ということと、それから、いろいろな施策に対する活動については、これはこの与党案によりまして保証されておりますので、その二つの要件に合致するのであれば大丈夫です。

○瀬古委員 では、自然保護団体の例で、例えば長良川の河口堰に反対の請願を地方議会に出した、そういう場合があったとします。それが採択されなかったという場合でございます。何度請願を出しても、住民の大半の意思でも、例えば議会はそれを無視する、こういう事態があります。そういうときに、この自然保護団体は、議会制民主主義を守れ、こういう方向に、いわゆる主義と言われた、イズムがアクションに転換する、こういうことになった場合は、この団体はどのようになるかと考えられますか。

○辻元議員 今の御質問ですけれども、これも同じようなケースで、自然保護と施策については先ほど申し上げたとおりです。

議会制民主主義を守れということを言いつつ、何らどうなるか。これは従たる活動では問題はないということになりますので、その範囲においては頑張っていただければいいんじゃないでしょうか。

○瀬古委員 これは与党案で書かれております「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。」という条文がございすけれども、こういう場合に、あるときには議会制民主主義、こういう問

題が重要な問題になってくるという場合に、あなたが言うように、主義が主になって、そして自然保護団体の要求を実現する、そういう活動を展開するということは当然あるわけですね。そういう場合は、あなたたちの提案している、主義がアクションになる、主になるということになりませんか。いかがでしょうか。そういう判断がされるということが出てきませんか。

○辻元議員 今の御質問は第二条二項第二号に当たるところでございすけれども、ここで、先ほど申し上げましたけれども、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する」というのがほとんどどの活動になってしまった場合、施策ではございせんね。主義の推進、支持またはこれを反対することを主たる目的とするものであつてはならない、この項目に触れた場合は、それはこの法律に合致しません。

ただ、何回も申し上げていますが、政治上の施策とは区別されておりますので、自然保護、いろいろな立場でされている活動が主である場合は、これは問題ありません。ですから、その団体が何を志すことになるのか、その団体の自主性に任せてということになるんですね。

○瀬古委員 自然保護、自然を守るという運動を志すという場合は、あなたもよく御存じだと思つておられる。例えはそういう政治の問題にぶつかるといふのは、あなたもよく御存じだと思つておられる。

そして、今、何が問題かというと、議会がそれを踏みにじるという事態になったときに、その団体は、ともかく議会の民主主義を守れということと、主張して、その運動を展開するということがあるわけですよ。そういう場合に、もちろん自然保護の問題は基本にあります。あるけれども、そういう主義を主張して、民主主義が今問われているんだと言われたときに、それは判断の基準に、これは主たる活動になって、だからこの範囲で市民活動法人の資格を失うという判断が出る可能性はあるのじゃないか。

それから、例えば、そうならなくても、このま

まいったら、主たる活動にならない範囲でやったらまずいぞ、取り消しになってしまふぞというところで、市民運動自身が自己規制が働いていく、こういう状態ですね。他の種類の法人にはこんなことはないですよ。こういうことが働くということが十分出てくるのじゃないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○辻元議員 これは、昨日からも申し上げているのですけれども、活動される団体が何を目的としているかというところが一番の判断材料になるわけですね。うちは主義を主張したい、これが最大限の目的なんだと。議会制民主主義だけじゃないですよ、社会主義、共産主義、いろいろあります。それを推進していくんだ、そのための活動を目的にするんだということであれば、これには入らないというだけなんです。ですから、それは、その主体の方が、いやいや、これもやっておるけれども、うちはここの方が主ですからというのであれば、していただければいいということなんです。それは、その人たちが選ぶことなんです、実際に。

○瀬古委員 大体、議会制民主主義なんているのは基本的な問題なんです。憲法でもちゃんとうたわれている。これをイズムとして、大体、今回の法案の対象にしてやるんというところと自身が問題だと私は思つて、ましてや、市民運動、住民運動という場合は、いろいろな方向に、最初はこれを出発したって、これが大事だという場合は発展していくわけですよ。それがもともとの市民運動なんです。ですから、初めにこうだから、だんだん変わっていった場合に、それはこういうことだあってあり得るわけですよ。そういう場合に、歯どめをせひかけないでほしいというふうに私は思うのです。

もう一つ聞きたいと思つてます。

では、選挙になりますと、候補者や政党にはさまざまなアンケートが来ますよね。マスコミだけではなくて市民団体も、活動分野にかかわる各党や候補者の考えを知ろうとしますし、また、そ

うした活動や、主権者の知る権利を実現するためにも大変大事なものだと思っております。このようなアンケート活動は自由にできますか。

○辻元議員 そのようなアンケート活動は、皆さんの御意見を聞く活動ですから、やっていただいて結構だと思います。

○瀬古委員 アンケートの結果が出ますよね。例えば自然保護団体が、謙早湾の干拓についてどう思いますか、こういうアンケートをする。そうすると、各政党や各候補者がそれに答える。そうしますと、その結果を団体の構成員に知らせるといふのは、当然、市民団体がやる場合には知らせるわけですね。

そして、知らせた場合に、どの候補が自分たちの考えに近いかという評価を公表する。こうなってきたら、これはどうなんですか、こういう団体というのは問題になってくるというふうになりませんか、あなたたちの法案で。

○辻元議員 アンケートの結果を個人々に知らせ、個人々がどのように判断されるかというのは自由で、それから、先ほどからも申し上げていますが、けれども、施策についてさまざまな意見を述べるというのは、非常に成熟した市民社会をつくっていくには物すごく重要な仕事だと私も思っておりますので、アンケートの結果を判断されるのは個人でありますから、その個人個人が判断されるということと結構じゃないですか。私はそう思いますよ。

ですから、アンケートを送って、この候補者はこうしているな、ああしているなというふうなことを個人に知らせることは、この法律には触れるものではないというふうに思っております。

○瀬古委員 個人個人がそれぞれ判断すればいいと。しかし、団体が、例えば干拓推進の候補者を応援しない、こういうスローガンのもとに、団体の機関紙を掲載して配布したらどうなるんでしょうか。これは、あなた方が言う「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。」

こういうふうに書かれていますけれども、特定の候補に反対、こういうところにも当てはまるということも考えられませんか。

○熊代議員 特定の候補者を応援するものはだめであるということとございまして、だめなわけではございません。これは生協法などにも書いてあります。既存の法律体制にございまして。

政治活動の一番政治活動たるものは、特定の候補者を応援し、反対するというところでございましてから、当然だめであるというところでございまして。

○瀬古委員 市民運動をやってきた人ならわかると思うのですよ。辻元さん、あなたがその中で活動してきたらわかると思うのです。

いろいろな自然保護の運動をやっている、そして、選挙になったら、自然がどんどん破壊されていく、これを何とか守りたいという場合に、候補者にアンケートをして、それが賛成しているか、それが反対しているか、それが明らかにして、この自然を守るためにはこういう候補者を落とさなければいかぬ、こういう人を推薦しましょうというところは、当然、私は、市民運動の経過でいくと、全国の市民運動を見てくださいます、そういうことだってあり得ると思うのです。そういう場合に、この法律は、そんなことはやってはならぬと。もうそれで許されないという事態になるのではないかと、いうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○辻元議員 瀬古議員は、共産党を基盤にされた長年の御努力をしてこられた、その体験から今御発言なさっているというところは重々受けとめながら、私の意見を述べさせていただきます。

私は、市民活動というのは、私がやってきた団体もそうなんですけれども、一定のものがこの議員落とせとか、この政党を支持しようというのとは、私はちよっと市民活動と違うと思うのです。

例えば施策について、いろいろな問題を私たちが取り組んできました。しかし、市民運動というのは非常に緩やかなネットワークで、いつでもいろいろな人が入ってこれるというのが非常に基本に

なっておりますので、あなたはこの人を支持しなかったらはいれないよというようなことは、私は市民活動にそういう態度はなじまないと思うのです。

そういう意味で、さまざまな方がアンケートをとって、それぞれの方が候補者をお選びになるのは、これは権利ですから自由だと思いますし、市民活動はそれの中で一定の方向でいろいろな紆余曲折はあるかもしれない。しかし、それを規制してしまおうというようなことは、私たちのやり方の市民活動にはなじまないのじゃないかというふうには私は考えております。

○瀬古委員 では、もう一つの事例を示したいと思うのですけれども、あなたが「進歩と改革」ナンバー五百四十三号、九七年の三月号に書いていた文章がございまして。

私は昨年の衆議院選挙に当選して、国会活動を始めることになりました。さかのぼれば選挙もNPO活動の延長線上でした。近畿ブロックの比例代表選挙をたかたかたののですが、完全なボランティアの選挙でした。なぜボランティアの選挙ができたのかというと、一九八三年にピースポートという民間の国際交流団体をつくって、それから一四年間、非営利の民間団体の活動を続けてきたからです。……NPOあるいはNGOという活動をする人たちが、政治の場にNPO、NGOの代表として私を送りだしたらどうか、と推してくれました。

こういうふうにあなたは書いていますね、NPOの代表として国会議員になったと。

こういういろいろな運動をしている中で、自分たちと一緒に頑張ってくれた、自分たちの声を代わ表してくれる、こういう人を応援したいとかということだって、この人落とせというところだってあるけれども、応援したいというところだってあるわけでしょう。あなたがそういう中でもちろん活動してきて、そしてきちんとその人たちに推されて出てきたのだと言われているのです。それは、少なくともNPO、こういう市民運動を

やってきた人たちの声を踏みにじるといいますか、ある意味では国会議員を当選させようという声だ出て当然じゃないかというふうには私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○辻元議員 今おっしゃっている趣旨は十分理解いたしております。

ただ、例えば私が選挙をやった場合どうしたかといえますと、私は先ほど申し上げましたピースポートというところで専従をやっておりますが、すべてをやめました。そして、私の応援をした人はしてくれ。そのかわり、専従職員は解雇になりました。その上で活動をするという物すごく線引きをして私たちはやったわけで、実際にその団体がまとまって、一致団結して一つの政党を推すというような事態は、私はちよっと市民団体の自由な活動にそぐわないのだと思っております。で、その原則を通して選挙の活動をやりました。

ですから、その推してくれた人がどういう気持ちでやったのか、私はここまでわかりません。何とも申し上げられませんが、ただ、NPO、NGOの価値観というのがありまして、それがやはり大きく育っていく、それが政治の場にも来て発言していくということは非常に重要であると考えていますので、そういう意味で、そういう価値観という意味でNPO、NGOに推されて出てきたというふうな発言はしますけれども、今御説明申し上げたとおりが私のその発言の真意と考え方なのであります。

○瀬古委員 少なくとも、例えば自然保護を実現する場合でも、意思表示をする場合でも、政党や候補者を支持したり反対したりすることは許されない、この法案では行動に制約を受ける、こういうことがあるというところは明らかにしたと思うのです。

では、こうした一たん認証を受けて市民活動法人になった団体が何らかの事情で候補者を推薦するようになったら、この法人の存在というのは違法ということになるわけです。この場合は、法律によって改選命令が出される、立入検査の対象に

○熊代議員 委員の御指摘のことは、改善命令が出てもそれを無視してやる、そういう強い御決意のもとに言われているような気もしないでもないわけでございますが、改善命令が出れば改

以上です。終わります。

○伊藤委員長 次に、奥田敬和君。

○奥田敬委員 もう簡単に切り上げます。

私も、もうやがて七十歳になります。二十八年

化されると、これをまた運用して解釈する方が
しやくし定規で、今言っていたような論議が各所
で起こって衝突するという懸念もあるわけです。
ですから、今、新進黨案・共產黨なりお互いに

あり得るのでしょうか。
これらに関して、熊代さん、これは制限しているわけではないでしょう、この政治上云々の形は。

○熊代議員 先生の御指摘にお答えする前に、一つだけちょっと訂正させていただきたいのですが、先ほど、二県以上に事務所を持っている団体のデータはないという答弁を申し上げましたけれども、経企庁委託の社会調査研究所が平成九年三月に公表されています報告書によりますと、法人格を取りたいという約一万団体の中で、二県以上にまたがって事務所を持っている団体は二割あるそうでございます。約二千というところでございますので、もしこれが二年間ぐらいで全部取るとしますと一日二、三件ぐらいの平均になるかな、こういうことでございますので、訂正させていただきます。

それから、先生のお話でございますが、私の答弁はややかたい、厳しい面もありますので反省いたしておりますが、申し上げることは、民法法人でも政治活動をするときには一歩退いて別の政治連盟とかをつくられます。そういうふうに一歩退いて、市民活動団体ですけれども、これは別な、その関係の政治連盟をつくられる、こういうわけだめをつけていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

市民活動法人自体で何何でもあの候補は落す、あの候補は当選させるといふのは、ちょっと法律の趣旨から反するので、やはりそれはけじめをつけていただいて、法律の趣旨に反しないようにしていただきたいという趣旨でございます、一つ一つのことを余り目くじらを立ててやるものではない。改善命令も出しますし、穏やかな法律の運営がされるということでございます。

○奥田(敬)委員 このNPOの法人認証を受ける団体というのは、余り初めから、極端な改善命令を取り消しなんというのは例外中の例外だと思ふのですよ。

だから、そういう特異な、頭から尻まで一つの、政党が対の、そういった形を初めから主目的で、従属させていこうというような意図を持った人たちが都合が悪いかもしれないけれども、それではない形の方たちにとってみれば、実際ある意

味においては緩やかな、市民社会の中でそういった自由な連連、そんな方向で伸びていくのじゃないかなという期待の方が多いわけです。

ですから、先ほど言いましたように、この運営に当たって、認証に当たっては、余りしゃくし定規な、分類の規定の中でこの項目はなかったからこうだとかいう形ではない、やはり幅広いものです。実際のことを言って、今仮にこれが税制恩典などが付与されているという実態がはつきりしていれば、またいろいろな問題点も出てくるかもしれないませんが、今の段階はまず実態を見よう。そしてその後、河村さんが指摘されている、いわゆる運営上の形に当たって寄附行為を主たる形にする税制上の優遇措置は当然設けられるべき、そういった論議に発展していく性格のものだなと見ているわけです。

ですから、ひとつあなたの方で、質疑の終盤になってきたら、やはりそういった意味合いを込めた修正点で合意できる形ができないかどうかという点については、ひとつ、単に出口だけの問題で初めから論争するんじゃないで、そういった形の含みが、将来において、議員立法ですから議員間の約束で、政党間の約束で、二年間なら二年間の期間において担保でき得る方向というものをやはりはっきり打ち出していくべきことが、私はとても大事だと思っているのです。

ですから、そういった意味合いを込めて、もう時間も来たということですからやめますけれども、こういった議員立法、大きな、将来を画する議員立法審議を見て、新しい時代が来たなという国民の期待を裏切らぬように、しゃくし定規な形でお互いに角突き合うだけじゃなくて、こういった形の画期的な法案に関しては、やはり若い世代の諸君たちが英知を絞って、いい方向で解決するように強く望んで、質疑を終わります。

○伊藤委員長 この際、委員各位に申し上げます。

来る六月三日火曜日午前九時から内閣委員会公聴会を開会いたします。

なお、次回の委員会は公聴会散会後の午後二時から開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会